

姫路獨協大学同窓会会則およびその他規程

平成24年11月 1日 改定

目 次

姫路獨協大学同窓会会則	2
第一章 総 則	2
第二章 会 員	2
第三章 役 員	3
第四章 機 関	4
第五章 会 計	5
第六章 雑 則	6
会計規程	7
第一章 総 則	7
第二章 会計年度	7
第三章 諸帳簿類の整理	7
第四章 印 鑑	7
第五章 出 納	8
第六章 物品の購買保管	8
第七章 専決事項	9
第八章 会計監査	9
同窓会業務分掌規程	10
業務契約取扱内規	13
資産運用内規	15
姫路獨協大学同窓会役員補償制度規程	16
慶弔等規程	18
姫路獨協大学同窓会出張旅費規程	20
同窓会役員経費に関する内規	22
交通費等に関する内規	23
交際費に関する内規	25
姫路獨協大学同窓会支部に関する細則	27
学生課外活動援助規程	29
姫路獨協大学同窓会学生および学生団体褒賞援助規程	32
OB会およびOB個人の課外活動援助規程	33

姫路獨協大学同窓会会則

第一章 総 則

(名称および所在地)

- 第1条 本会は、姫路獨協大学同窓会と称し、本部事務局を姫路獨協大学(以下「本学」という。)内に置く。
- 2 本会は、支部を置くことができる。

(目的)

- 第2条 本会は姫路獨協大学同窓生相互の親睦及び母校の後援を目的とする。

(事 業)

- 第3条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。
- (1) 会員名簿の管理
 - (2) 会報の発行
 - (3) 会員の親睦及び福祉に関する事業
 - (4) 母校を後援するための事業
 - (5) その他本会の理事会が適当と認めた事業

第二章 会 員

(会 員)

- 第4条 本会は、次の会員をもって組織する。
- (1) 正会員 本学を卒業した者全員および本学大学院を修了した者
全員
本学または本学大学院に在籍した者で理事会が承認した者
 - (2) 準会員 本学学部生及び院生
 - (3) 特別会員 本学教職員および教職員OB
 - (4) 賛助会員 本会の目的に賛同し、理事会が承認した者

(会 費)

- 第5条 正会員は、会費を完納しなければならない。
- 2 正会員会費は、10,000円とし、終身会費とする。
 - 3 賛助会員会費は、前項に準ずる。
 - 4 準会員は、入学時に会費を納入し、これをもって正会員費に充てる。

- 5 既納の会費は返還しない。ただし、準会員が本学の籍を離れたときは、本人の申し出により、返還することができる。

(住所移転の届出)

第6条 会員は氏名、住所、職業などを変更した時は速やかにその旨を届けるものとする。

(会員資格の喪失)

第7条 会員は次の理由によって会員資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 死亡したとき
- (3) 除名されたとき

(退会)

第8条 会員は退会届を提出することにより、いつでも退会できる。

(除名)

第9条 本会の名誉を汚損した者、または本会の目的に反する行為が生じたときは、除名されることがある。

第三章 役員

(役員)

第10条 本会に次の役員を置く

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 若干名
 - (3) 理事 12名以内
 - (4) 監査 若干名
- 2 本会が必要に応じて顧問を置くことができる。

(選出)

- 第11条 前条第1項の役員は、別に定めるところに従い正会員から選出する。
- 2 理事及び監査は、相互に兼ねることはできない。
 - 3 会長は、理事の互選による。
 - 4 副会長は、会長が理事のうちから任命する。
 - 5 顧問は、会長が委嘱する。

(任 期)

- 第12条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 2 役員に欠員の生じたときは、理事会の議を経てこれを補充する。ただし、理事会が会務に支障がないと認めたときは、この限りではない。
 - 3 前項の役員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 4 役員は、辞任又は、任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、なおその任務を行うものとする。

(任 務)

- 第13条 役員の任務は次のとおりとする。
- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
 - (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に支障のあるときは、その職務を代行する。
 - (3) 理事は、本会の事業方針について立案する。
 - (4) 監査は、本会の会計及び収支決算を監査する。
 - (5) 顧問は、会長の諮問に応じ、助言を行うことができる。

第四章 機 関

(機 関)

- 第14条 本会の次に機関を置く。
- (1) 総会
 - (2) 理事会
 - (3) 運営委員会

(総 会)

- 第15条 総会は、正会員をもって構成し、本会の最高決議機関とする
- 2 総会は毎事業年度終了後開催し、会長が必要を認めたとき、又は会員総数5分の1以上の署名をもって開催の要求があったときには臨時に総会を開催する。

(総会の召集)

- 第16条 総会は会長が招集し、その議長となる。

(総会の議決事項)

- 第17条 総会は次の事項を審議し、議決する。

- (1) 会則の制定、改廃
- (2) 事業計画及び予算
- (3) 事業報告及び決算
- (4) 役員の選出
- (5) その他理事会において必要と認めた事項

(総会の議決)

- 第18条 総会において議事は出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 2 前項の規定にかかわらず、前条(1)号の議決は、出席会員の3分の2以上の賛成を必要とする。

(理事会)

- 第19条 理事会は、会長、副会長、及び理事をもって構成し、本会の運営について必要な事項を審議する。
- 2 理事会は、必要に応じ会長がこれを召集する。
 - 3 理事会は、理事の過半数の出席をもって設立する。
 - 4 理事会の議事は、出席理事の過半数をもって決する。
 - 5 会長が必要と認めたときは、監査を理事会に出席させ、意見を聞くことができる。

(運営委員会)

- 第20条 運営委員会は、役員及び運営委員をもって構成し、本会の事業の実施にあたる。
- 2 前項の運営委員は、理事会にて、会員の中から選出し、会長が任命する。また任期は第12条に準ずるものとする。
 - 3 運営委員会の運営は第19条2項、3項、4項に準ずるものとする。

第五章 会 計

(会 計)

- 第21条 本会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもってこれにあてる。
- 第22条 本会の会計年度は、毎年9月1日に始まり、翌年8月31日に終わる。
- 第23条 本会の収支決算及び財産は、会計監査を経て総会に報告し、その

承認を得る。

第六章 雑 則

(細則の制定)

第24条 この会則に定めるもののほか、理事会の承認を得て別に細則を設けることができる。

(会員の移動)

第25条 本会の会員は、異動のあるごとに事務局に通知するものとする。

附則

1. この会則は、平成9年10月26日から施行する。
2. 姫路獨協大学同窓会会則（平成3年3月20日制定）は廃止する。

附則

1. この会則は、平成10年10月25日から施行する。
2. 第5条第4項は、平成11年度入学生から適用する。

附則

1. この会則は、平成12年11月1日から施行する。

附則

1. この会則は、平成24年11月1日から施行する。

附則

1. この会則は、平成25年11月1日から施行する。

会計規程

第一章 総 則

(趣 旨)

第1条 姫路獨協大学同窓会（以下「本会」という。）の財産の保管・経理に関し必要な事項を定め、会業務の適正かつ効率的な運営を図ることを目的とする。

第二章 会計年度

(会計年度)

第2条 会計年度は9月1日から翌年8月31日までとする。

第三章 諸帳簿類の整理

(備付書類)

第3条 事務局は会計帳簿・収支報告書・附属明細書・預金通帳・有価証券台帳を整備し保管しなければならない。

2 会計帳簿の作成については公正なる会計慣行を勘酌しなければならない。

3 第3条1項に定める会計帳簿・収支報告書・附属明細書の保存期間は10年とする。

(会計区分)

第4条 一般会計及び支部会計、収益事業会計とする。

2 支部会計については別に定める。

第四章 印 鑑

(印鑑名義)

第5条 財産の保管及び金銭出納帳に使用する印鑑はすべて会長の役職名を使用し、一般事務処理用と区分する。

(印鑑保管)

第6条 前条の印鑑は第8条に定める財務担当理事が保管する。

第五章 出納

(会計責任)

第7条 本会の会計責任者は財務担当理事とする。

(出納の原則)

第8条 出納は会長もしくは財務担当理事の承認を得なければ行うことができない。ただし金額5万円未満の事務経費については、事後の承認で出納することができる。

(出納簿の処理)

第9条 入金と出金は原則としてその区分に応じ伝票を作成し、各記帳の上処理する。

(受入)

第10条 現金はその都度金銭出納簿に、小切手類は銀行帳にそれぞれ記帳し速やかに預金扱いをしなければならない。

(支出)

第11条 支出は所定の手続きを経たものについて行う。

- (1) 支払はいずれの場合といえども予算として承認をうけたものでなければならない。
- (2) 緊急を要する場合は前項にかかわらず会長及び財務担当理事と合議の上処理することができる。

(手許残高)

第12条 日常業務に必要な手許残高はおおむね10万円以下とし、その保管は事務局が担当する。

(総括運用)

第13条 取引金融機関ならびに預金の指定運用等は会長と財務担当理事が合議の上決定し、後日すみやかに理事会へ報告しなければならない。

第六章 物品の購買保管

(物品の購入発生)

第14条 物品の購入発生は原則として比較見積を徴収し、会長および財務担当理事と合議の上決定する。ただし1件5万円未満のものは比較見積を省略することができる。

(物品の保管)

第15条 備品の保管には細心の注意をはらい、台帳には員数を明示しなければならない。

2 破損し使用にたえない備品は会長の許可を得て廃棄処分にし、備品台帳より削除しなければならない。

第七章 専決事項

(事務局責任者の専決)

第16条 事務局責任者の支出専決は次の通りとする。

- (1) 一般事務用品の通常経費として月額2万円以内。
- (2) 新聞雑誌刊行物等で月額1万円以内。
- (3) 来客接待等その他社会通念上必要やむを得ないもので月額支出が2万円以内。

第八章 会計監査

(監査)

第17条 会計監査は規程の定めるところにより監査する。前項の監査は年1回以上行う。

第18条 この規則の改廃については、理事会において決定する。

附則

1. 本規程は、平成12年1月1日から施行する。

附則

1. 本規程は、平成24年1月1日から施行する。

同窓会業務分掌規程

- 第1条 会則第12条3項及び第4項によるこの会の運営については、この規程の定めるところによる。
- 第2条 この会の運営を円滑に推進するため理事及び運営委員は次の各事項を担当する。
- (1) 総務
 - (2) 財務
 - (3) 庶務
 - (4) 企画
 - (5) 広報
 - (6) 支部
 - (7) 組織
- 第3条 総務は同窓会の会務を総括し、他部門に属さない事項について分掌する。
- (1) 会務の総括に関する事項
 1. 会員名簿の管理
 2. 文書管理
 3. 公印管理
 4. 規約、規程に関する事
 5. 総会及び会議に関する事項
 6. 個人情報の保護に関する事項
 - (2) 他の部門に属さない事項
 1. 在学生の後援に関する事
 2. その他
- 第4条 財務は、管財及び経理に関する事項を分掌する。
- (1) 管財に関する事項
 1. 財産管理
 2. 財務計画
 - (2) 経理に関する事項
 1. 決算・予算
 2. 出納
 3. 監査
- 第5条 庶務は、事務局に関する事項、会議の議事録に関する事項について分掌する。
- (1) 事務局に関する事項

1. 大学及び学園、並びに他同窓会等との渉外事務
2. 事務局の管理、運営
3. 他部門及び専門委員会等の庶務
4. 情報の収集、調査に関すること

(2) 会議の議事録に関する事項

1. 総会、理事会、運営委員会の議事録の作成と保存、通達に関すること
2. その他委員会等の会議録の記録、保存

第6条 企画は、同窓会行事に関する事項、大学及び学園の行事に関する事項を分掌する。

(1) 同窓会行事に関する事項

1. 講演会及び記念式典等の企画、運営
2. その他の行事の企画、運営

(2) 大学及び学園の行事に関する事項

1. 大学及び学園の行事、式典への協力、折衝
2. その他、他機関との行事、式典の連絡、協力

第7条 広報は、同窓会会報・ホームページに関する事項、会活動の公宣に関する事項を分掌する。

(1) 同窓会会報に関する事項

1. 編集、発行、配布に関すること
2. ホームページに関する事項
 - I. 作成、管理に関すること
 - II. ホームページの内容更新に関すること
3. バックナンバーの管理に関すること

(2) 会活動の公宣に関する事項

第8条 支部は、支部の設立、育成に関する事項、支部の管理に関する事項及び支部の企画、運営への助言等に関する事項を分掌する。

(1) 支部の設立、認定に関する事項

1. 支部の設立、育成に関する事項
2. 既存支部の育成、充実に係る業務

(2) 支部の管理に関する事項

1. 支部代表者会議に関すること
2. 支部活動助成金の使途、管理状況についての監督
3. 支部から本部及び大学等への連絡、交渉の窓口

(3) 支部の企画、運営への助言等に関する事項

- 2 組織は、同窓会員相互の交流を促進する事項、同窓会組織の強化育成に関する事項を分掌する。

- (1) 同窓会員相互の交流を促進する事項
 - 1. 職域会、同好会等の支部外サークルの組織育成する業務
 - 2. ゼミ、クラブ等のOBサークルを育成する業務
- (2) 同窓会組織の強化育成に関する事項
 - 1. 同窓会への理解と協力を得るための諸活動に関すること。

第9条 この規程の改正は理事会の承認を得なければならない。

附則

- 1. この規程は、平成12年11月1日から施行する。

附則

- 1. この規程は、平成24年11月1日から施行する。

業務契約取扱内規

(目 的)

第1条 姫路獨協大学同窓会（以下「本会」という）が業務上業者と契約を結び、本会会計年度をまたがって業務委託の責務又は支払の義務を負うときはこの規程の定めるところとする。

(種 類)

第2条 この規程の目的とする契約は次の場合による。

- (1) 労働派遣契約
- (2) リース、レンタル、契約
- (3) 分割払契約
- (4) 不動産、駐車場の賃貸契約
- (5) 火災損害保険契約
- (6) その他理事が認定した契約

(承 認)

第3条 前条のいかなる契約においても、担当理事は、複数の業者による相見積りを用意し、運営委員会の議を経て、理事会の承認を得なければならない。ただし、事前に理事会の承認を得れば、単一業者への指名契約をすることもできる。

(契 約)

第4条 契約には同窓会会長名、会長印を使用する。

- 2 会長が交代する時は、原則として契約書の更新は行わない。ただし業者からの要請があり、理事会が了承したときはこの限りではない。

(変 更)

第5条 契約内容に変更が生じた場合は、新たに再契約をする。この場合は新規契約の条項に準じる。ただし変更内容が軽微な場合は、運営委員会の承認があれば足りる。

(改 廃)

第6条 本規程の改廃については、理事会において決定する。

附 則

1. 本規程は平成12年11月1日から施行する。

附則

1. 本規程は、平成24年11月1日から施行する。

資産運用内規

(目 的)

第1条 この規程は、姫路獨協大学同窓会（以下「本会」という。）における資産運用に関する基準を定め、会員からの会費を保全することを目的とする。

(対 象)

第2条 この規程により拘束される本会の資産は、運営収益を得ることを目的として区分される資金若しくは不動産を対象とする。

(条 件)

第3条 資産運用にあたっては、元本を割る可能性がある手段を用いてはならない。

(議 決)

第4条 資産運用は、財務担当理事が運用方法を理事会に提案し、その承認を得なければならない。新規の運用が生じた場合は、理事会に報告する。

(特 約)

第5条 資産運用のうち、保険により被保険者として名義を使用した役員若しくは前役員が、不慮の事故により保険金を交付された場合、別に定める「本会役員補償制度規程」による補償金を除き残金については、本会の運用資金と区別し、目的基金として積立て有効利用に供する。

(改 廃)

第6条 本規程の改廃については、理事会において決定する。

附則

1. 本規程は、平成12年1月1日から施行する。

附則

1. 本規程は、平成24年1月1日から施行する。

姫路獨協大学同窓会役員補償制度規程

(目的)

第1条 姫路獨協大学同窓会(以下「本会」という。)の役員および運営委員が、本会の業務を遂行するため自己の時間をさいて活動した上で、不慮の事故に遭遇した場合、本会が補償するための基準を定め、本会役員の負担の軽減をはかることを目的とする。

(補償条件)

第2条 前条目的にそって、別表のと通りの条件で、損害保険に加入する。

(加入条件)

第3条 損害保険加入にあたっては、保険契約者・保険金受取金を本会、被保険者を役員および運営委員の各個人とする。

(補償の範囲)

第4条 補償対象とする役員および運営委員は次の範囲とする。

- (1) 会長
 - (2) 副会長
 - (3) 理事
 - (4) 運営委員
 - (5) 支部責任者
 - (6) 監査
 - (7) 理事会で特に必要と認められる者
- 2 前項以外の役員および臨時に本会の業務を委託した者については、必要期間、適当な保険に加入する。

(改 廃)

第5条 本規程の改廃については、理事会で決定する。

附則

1. 本規程は、平成12年11月1日から施行する。

附則

1. 本規程は、平成24年11月1日から施行する。

別表

対象者一律

①死亡・後遺障害 2,000万円

②入院保険金日額 10,000円

③通院保険金日額 6,000円

慶弔等規程

(目 的)

第1条 この規程は、姫路獨協大学同窓会（以下「本会」という。）及び姫路獨協大学並びに獨協学園（以下合せて「本学」という。）に関係する方の慶弔等にあたって、本会として慶弔の意を表す基準を定める。

(対 象)

第2条 この規程を適用する範囲は次の通りとする。

- (1) 本会の現職の役員
- (2) 本学の現職の役員、教員、本会に貢献のあった職員、及び名誉教授。
- (3) 本会に特に貢献した者または本会と関連のある者。
- (4) 本会の現職役員および顧問については、その配偶者の場合も対象とする。

(対 応)

第3条 慶弔等に関する本会としての対応はすべて会長名でおこなう。

- 2 慶弔等に関する式典には、原則として会長もしくはそれに代わる者が出席する。ただし代理出席または欠席の場合、電報を手配する。

(慶 事)

第4条 慶事とは、第2条に規定する対象者が叙勲、社会的に評価される賞の受賞等の場合をいう。

- 2 慶事については、理事会において本会としての対応を考慮する。
- 3 結婚式または祝賀会等に本会を代表して会長等が招待された場合は、交際費で対処する。

(弔 事)

第5条 弔事とは、第2条に規定する対象者が逝去された場合をいう。

- 2 弔事に係わる弔慰金は別表の通りとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、特に本会に功労のあった者については、会長の判断により増額することができる。この場合、事後すみやかに運営委員会に報告しなければならない。
- 4 第2項に定める弔慰金とは別に必要に応じて花輪または生花を贈る。本学関係者に対する花輪または生花については、本学の対応に合せる。

5 学園葬、大学葬の場合は別途理事会において考慮する。

(その他お見舞等)

第6条 災害、病気または不慮の事故等については、会長が判断し、事後理事会に報告する。

(主催・共催)

第7条 慶事における祝賀行事、弔事における葬儀等を本会が主催、共催する場合は、運営委員会の決定に基づき対処する。但し、緊急の場合は会長の判断で対処することができる。この場合事後すみやかに理事会に報告しなければならない。

(所 管)

第8条 慶弔等に関する業務は総務担当理事の所管事項とする。

(改 廃)

第9条 本規程の改廃については理事会で決定する。

附則

1. 本規程は、平成12年11月1日から施行する。

附則

1. 本規程は、平成24年11月1日から施行する。

別表

①本会の名誉顧問および顧問の場合	20,000円
②①以外の場合	10,000円

姫路獨協大学同窓会出張旅費規程

- 第1条 本規程は、会長の命により同窓会の公務のため、出張する役員および運営委員に支給する旅費に関する事項を定める。
- 2 同窓会役員が役員会に出席するための交通費等については別に定める。
- 第2条 出張者は事前に届出用紙をもって、交通経路等を同窓会事務局に申請しなければならない。
- 第3条 出張旅費は別表により支給する。
- 第4条 出張旅費は旅行日数、宿泊料は夜数に応じてこれを支給する。
- 第5条 日帰り出張の場合、用務が4時間以上にわたる場合は、交通費の実費ならびに出張雑費を支給し、その他の場合は交通費のみを支給する。
- 第6条 出張旅費は概算により前渡しをすることができる。
- 2 前項による出張旅費は、帰着後、できるだけ1ヶ月に精算しなければならない。
- 第7条 旅費はもっとも経済的な通常の経理および方法により移動した場合の旅費により計算する。
- 第8条 出張中、特別な事情等により、日数または目的地および経由地等に変更が生じた場合は、その旨会長にすみやかに連絡し、帰着後1ヶ月以内に精算しなければならない。
- 第9条 姫路獨協大学の教職員等と同時に同一地に出張する場合は、姫路獨協大学の出張旅費規程によって定められた、同行者の指定する交通経路および旅客等級（グリーン車・宿泊料等）にあわせて運賃を支給することができる。
- 第10条 本規程の改廃については理事会で決定する。

附則

1. 本規程は、平成12年11月1日から施行する

附則

1. 本規程は、平成18年11月1日から施行する

附則

1. 本規程は、平成24年11月1日から施行する。

別表

①交通費	公共交通機関（実績）
②出張雑費	1日につき 5,000円
③宿泊費	1日につき 11,000円

（注1）利用交通機関は、鉄道を利用することを原則とする。

（注2）航空路を利用する場合は、事前に会長の許可を得なければならない。

（注3）特別な事情によりタクシー等を利用した場合は、精算時に理由を届出なければならない。

（注4）出張旅費の申請は、所定の届出用紙による。

同窓会役員経費に関する内規

- 第1条 姫路獨協大学同窓会の役員がその職務を遂行する為に必要となる経費の支払について定める。
- 第2条 運営委員は、役員雑費として別に定める規程（「同窓会役員の役員会に出席するための交通費等に関する内規」）に基づきこれを支給する。
- 第3条 本会の常務を担当する会長および副会長、理事には以下のとおり通信費として業務費を支給する。
- (1) 会長 年額20,000円
 - (2) 副会長・理事 年額10,000円
- 第4条 監査は、役員会に出席した場合、運営委員に準じて支給する。
- 2 会計処理の為、逐次同窓会事務局に出向き執務する場合は、別途監査契約を結ぶ。
- 第5条 前3条にかかわらず、業務を遂行するために特別に要した経費については、理事会の承認を得てかかる経費の実績を支給することができる。
- 第6条 役員が本会の業務を執務する際に、都合で止むを得ず食事時間を割いた場合には、当該食事代の全額または一部を支給することができる。
- 2 前項の場合、当該役員はすみやかに総務担当理事に報告し、その承認をうけ領収書を添付して経費の請求をしなければならない。
- 第7条 本規程の改廃については運営委員会で決定する。

附則

- 1. 本規程は、平成12年11月1日から施行する。

附則

- 1. 本規程は、平成24年11月1日から施行する。

附則

- 1. 本規程は、平成25年11月1日から施行する。

交通費等に関する内規

- 第1条 本規程は、役員および運営委員が理事会および運営委員会などの同窓会業務に関わる会議または行事に出席するための交通費等について定める。
- 第2条 役員および運営委員は事前に届出用紙をもって、各自宅から同窓会事務局までの交通経路等を同窓会事務局に届出なければならない。
- 2 転居等により、交通経路等に変更が生じた場合はすみやかに同窓会事務局に届出なければならない。
 - 3 同窓会事務局は申請にもとづき、旅費交通費をもっとも経済的な通常の経路及び方法により計算し運営委員に通知する。
- 第3条 前項の申請にもとづき理事会において各役員および運営委員の旅費交通費を定める。
- 2 役員および運営委員の各自宅より1項にて定められた交通費を基本とする。また、大学敷地外での会議または行事への出席については公共交通機関を利用した場合の金額を支給とする。
 - 3 宿泊は、正規の理事会および運営委員会の終了後、同日中に帰宅できない場合に認める。
 - 4 地方において開催される役員会については、特別会として同窓会出張旅費規程により別途支給する。ただし、同窓会事務局において、交通手段及び宿泊先を一括して確保する場合は、実費で換算する。
- 第4条 旅費交通費および宿泊に関する基準は同窓会出張旅費規程に準ずる。
- 第5条 交通費は概算により仮払いをすることができる。
- 2 旅費交通費は、そのつど報告書を事務局に提出し、速やかに清算しなければならない。また清算に遅れが生じた場合、できるだけその年度末の8月31日までに精算しなければならない。
 - 3 事前に会長もしくは総務担当理事に了承を得ず、正当な理由もなく無断で役員会に遅刻または早退をした場合は、旅費交通費等を支給しないことがある。
- 第6条 本規程の改廃については理事会で決定する。

附則

1. 本規程は、平成12年11月1日から施行する。

附則

1. 本規程は、平成24年11月1日から施行する。

交際費に関する内規

- 第1条 姫路獨協大学同窓会における交際費に関する事項を定め、経理の明瞭化を計ることを目的とする。
- 第2条 交際費は次の4種類とする。
- (1) 会長交際費
 - (2) 部門交際費
 - (3) 支部交際費
 - (4) 事務局接待費
- 第3条 会長交際費は次の場合とする。
- (1) 会長として学内外における活動をする際の祝儀、寸志及び贈答品の購入。
 - (2) 会長として慶事・弔事に出席する際の慶弔費。
 - (3) 会長として会外との交渉にあたる際の諸費用。
 - (4) その他会長としての活動に必要な費用。
- 第4条 部門交際費は各部門の諸活動上、会外との交渉にあたる際に支出する。
- 2 部門交際費は各部門担当の理事が、会長及び財務担当理事の了承を得て支出することができる。
 - 3 部門交際費は事務局接待費の科目をもって処理する。
- 第5条 支部交際費は次の場合支出する。
- (1) 支部において会外との交渉にあたる際の諸費用
 - (2) 大学及び学生が支部の所轄地域において活動する際の、支部としての応援のための諸費用
- 2 支部交際費は支部担当理事の承認を得て、支部運営費より支出する。
 - 3 その他支部の申請により、会長又は理事会で必要と認められた時は支部交際費を支出することができる。
- 第6条 事務局接待費は、事務局において会外との交渉を行う際に支出する。
- 2 事務局接待費は、事務局責任者が総務担当理事の承認を得て支出する。ただし事業に関する場合は、事業担当理事の承認も合わせて必要とする。
- 第7条 第4条、第5条、第6条にそれぞれ規程された交際費で、同一事項に会長交際費が支出される場合は、個別に交際費を支出してはならない。ただし理事会が、特に必要と認める場合はこの限りではない。
- 第8条 本規程の改廃については理事会で決定する。

附則

1. 本規程は、平成12年11月1日から施行する。

姫路獨協大学同窓会支部に関する細則

- 第1条 姫路獨協大学同窓会会則（以下会則）第1条第2項による姫路獨協大学同窓会支部（以下支部）の設置についてはこの細則の定めるところによる。
- 第2条 支部活動は会則を遵守し同窓会の発展に寄与するものとする。
- 第3条 支部は都道府県または地方別に設置するものとする。
- 2 海外においては、地方単位、国単位に海外支部を設置することができる。
 - 3 支部資格は別表Ⅰの定めるところによる。
 - 4 支部は必要に応じて独自の支部会則を定めることができる。
- 第4条 支部を設置するときは設置計画書、発起人名簿を会長あてに提出し運営委員会の承認をうける。
- 第5条 同窓会は第3条の支部に対し別表Ⅱに定める補助金を交付することができる。
- 第6条 支部は支部長、役員名、および所在地に変更があるたびに直ちに会長あてに報告すること。
- 2 支部は支部ごとに事業報告書、会計報告書を作成する。
- 第7条 本細則の改定は運営委員会過半数の同意を要する。

附則

1. 本規程は、平成12年11月1日から施行する。

附則

1. 本規程は、平成24年11月1日から施行する。

別表Ⅰ－支部資格

次のいずれにも偏らないこと

- ①男、女
- ②入学年度、および卒業年度
- ③在学中の学部、学科、ゼミ
- ④在学中の所属クラブ等

別表Ⅱ－補助金その他

- ①支部に対して原則として次のような援助を行う。
 - (1) 設立準備のための補助金
 - (2) 名簿の作成
 - (3) 支部総会開催の通知等の印刷、郵送
- ②海外支部に対しては本部の可能な範囲で運営委員会の合意によって必要な援助を行う。
- ③特別事業補助、支部の主催する事業の中で特に運営委員会が必要と認めた事業に対しては上記に定められた以外の補助を行うことがある。補助をもとめる場合は予算書、事業計画書を会長に提出する。また事業の終了後直ちに報告書（決算書を含む）を会長あてに提出する。

学生課外活動援助規程

第1条 姫路獨協大学同窓会（以下「本会」という）における学生課外活動に対する援助はこの規程の定めるところとする。

第2条 本会の行う援助は次の通りとする。

- (1) 共催
- (2) 後援
- (3) 協賛
- (4) 協力

第3条 前条に定める援助の内容は次の通りとする。

- (1) 共催 主催者としての責任を負い、かかる経費の50%を上限として拠出し、その実行について全面的に援助する。公表される印刷物等にすべて本会が共催している旨明示する。
- (2) 後援 かかる経費の20%を上限として拠出し、その実行について全面的支援をする。公表される印刷物等にすべて本会が後援している旨明示する。
- (3) 協賛 本会より補助金を拠出し、その実行について協力する。補助金は1万円以上10万円以下とし、規模、不足額及び本会への協力度等を経験し決定する。公表される印刷物にできるだけ本会が協賛している旨明示する。
- (4) 協力 金銭的援助は行わず本会会員への案内等広報活動、若しくは関係機関への紹介等の協力を行う。公表される印刷物にできるだけ本会が協力している旨明示する。

第4条 本会の援助は次の場合とする。

- (1) 主催団体又は個人が申請し、本会がこれを認めたとき。
- (2) 本会が活動の主旨に賛同し本会から主催する団体又は個人に申し出をし、主催者がこれを受け入れたとき。

第5条 本会の援助は次の手続きを要する。

前条第1号の場合は以下の通りとする。

- (1) 主催団体は本会の指定する申請用紙に必要事項を記入、押捺し、資料を添付した上、本会事務局へ提出する。
- (2) 前号の申請書の本会への提出期間は次の通りとする。
9月1日から翌年3月31日の間に開催される行事等については同年5月1日から6月末日まで。
4月1日から8月31日の間に開催される行事等については前年11月1日から12月末日まで

- (3) 前号の規程にかかわらず緊急を要する場合、若しくは長期間の準備を要する場合は会長の承認をもってこれを受理することができる。
- (4) 事務局は受理した申請をとりまとめ運営委員会に提出する。
- (5) 運営委員会は本会会則及び本規程に照らし公平かつ公正にこれを審査する。
- (6) 運営委員会で審査後、理事会の承認を得てこれを公表する。ただし第2条第2号、第3号及び第4号については理事会の承認をもって決定とする。この場合決定後すみやかに運営委員会へ報告するものとする。
- (7) 援助が決定した場合、主催者は実行までの活動状況を適時本会に通知し、事後すみやかに本会に報告書を提出しなければならない。

2 前条第2号の場合は以下の通りとする。

- (1) 運営委員会において活動内容を充分検討し、本会が援助するにふさわしいと判断できる活動を選出する。選出する時期は前項第2号に準ずる。
- (2) 運営委員会において選出した活動についてはすみやかに理事会に報告する。
- (3) 事務局は対象の団体又は個人と援助の内容につき検討し、運営委員会の承認を得てこれを公表する。
- (4) 対象の団体又は個人は援助が決定した場合、前項第7号に準じて本会に対し報告する義務を負う。

第6条 援助が決定した後、万一実行が不能となった場合は以下の通りとする。

- (1) 当事者の責任に帰する原因の場合は援助を取り消し、本会に損害が生じたときには賠償を請求することができる。
- (2) 第三者の責任に帰する原因の場合は、その状況に応じ理事会において決定する。本会に損害が生じたときは当該者に対する賠償請求権を留保する。
- (3) 天災等不可効力による場合はその状況に応じ、理事会において決定する。
- (4) 本会の責任に帰する原因の場合は、その状況に応じ、理事会で対処し、すみやかに運営委員会に報告する。

第7条 会長は援助する対象を選出するにあたり、必要があると認めた場合は諮問委員会を作り諮問することができる。

- 2 諮問委員会の委員には、援助の対象となる団体又は個人と直接関係のある者を任命することはできない。

第8条 援助の対象を選出する際従前の事例を考慮し、偏重しないよう留意す

る。ただし当該対象事業が、本会並びに母校にとってきわめて価値あるものと判断される場合はこの限りではない。

第9条 本規程の改廃については運営委員会において決定する。

附則

1. 本規程は、平成12年11月1日から施行する。

附則

1. 本規程は、平成24年11月1日から施行する。

姫路獨協大学同窓会学生および学生団体褒賞・援助規程

(目 的)

第1条 この規程は文化、体育の発展に多大の貢献をなした学生、団体に対して、また特に優秀と認められた学術的業績に対して褒賞、援助することを目的とする。

(適 用)

第2条 褒賞、援助の対象は姫路獨協大学の在學生とする。

(方 法)

第3条 選考及び金額は運営委員会で決定する。

附則

1. この規程の改正は運営委員会で行う。
2. 本規程は、平成12年11月1日から施行する。

附則

1. 本規程は、平成24年11月1日から施行する。

OB 会およびOB個人の課外活動援助規程

第1条 姫路獨協大学同窓会(以下「本会」という)における OB 会またはOB個人の課外活動に対する援助はこの規程の定めるところとする。

第2条 本会の行う援助は次の通りとする。趣旨により1団体につき年間2万円とする。

第3条 本会の援助は次の場合とする。

- (1) 主催団体又は個人が申請し、本会がこれを認めたとき。
- (2) 本会が活動の主旨に賛同し本会から主催する団体又は個人に申し出をし、主催者がこれを受け入れたとき。

第4条 本会の援助は次の手続きを要する。

前条第1号の場合は以下の通りとする。

- (1) 主催団体は本会の指定する申請用紙に必要事項を記入、押捺し、資料を添付した上、本会事務局へ提出する。
- (2) 前号の申請書の本会への提出期間は次の通りとする。
9月1日から翌年3月31日の間に開催される行事等については同年5月1日から6月末日まで。
4月1日から8月31日の間に開催される行事等については前年11月1日から12月末日まで。
- (3) 前号の規程にかかわらず緊急を要する場合、若しくは長期間の準備を要する場合は会長の承認をもってこれを受理することができる。
- (4) 事務局は受理した申請をとりまとめ運営委員会に提出する。
- (5) 運営委員会は本会会則及び本規程に照らし公平かつ公正にこれを審査する。
- (6) 理事会で審査後、運営委員会の承認を得てこれを公表する
- (7) 援助が決定した場合、主催者は実行までの活動状況を適時本会に通知し、事後すみやかに本会に報告書を提出しなければならない。

2 前条第2号の場合は以下の通りとする。

- (1) 運営委員会において活動内容を充分検討し、本会が援助するにふさわしいと判断できる活動を選出する。選出する時期は前項第2号に準ずる。
- (2) 理事会において選出した活動についてはすみやかに運営委員会に報告する。
- (3) 事務局は対象の団体又は個人と援助の内容につき検討し理事会に報告しなければならない。理事会は運営委員会の承認を得てこれ

を公表する。

- (4) 対象の団体又は個人は援助が決定した場合、前項第7号に準じて本会对し報告する義務を負う。

第5条 援助が決定した後、万一実行が不能となった場合は以下の通りとする。

- (1) 当事者の責任に帰する原因の場合は援助を取り消し、本会に損害が生じたときには賠償を請求することができる。
- (2) 第三者の責任に帰する原因の場合は、その状況に応じ理事会において決定する。本会に損害が生じたときは当該者に対する賠償請求権を留保する。
- (3) 天災等不可効力による場合はその状況に応じ、理事会において決定する。
- (4) 本会の責任に帰する原因の場合は、その状況に応じ、理事会で対処し、すみやかに運営委員会に報告する。

第6条 会長は援助する対象を選出するにあたり、必要があると認めた場合は諮問委員会を作り諮問することができる。

- 2 諮問委員会の委員には、援助の対象となる団体又は個人と直接関係のある者を任命することはできない。

第7条 援助の対象を選出する際従前の事例を考慮し、偏重しないよう留意する。ただし当該対象事業が、本会並びに母校にとってきわめて価値あるものと判断される場合はこの限りではない。

第8条 本規程の改廃については運営委員会において決定する。

附 則

1. 本規程は、平成24年11月1日から施行する